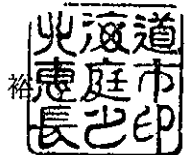


恵庭市告示第28号

令和3年恵庭市告示第28-2号(新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種の実施について)の一部を次のように改正し、令和5年3月8日から適用する。

令和5年3月14日

恵庭市長 原田



記

令和3年恵庭市告示第28-2号中次の表の改正前の欄に掲げる語句を同表の改正後の欄に掲げる語句に改める。

改正前	改正後												
1 (略)	1 (略)												
2 期間 令和3年2月17日から令和5年3月31日まで	2 期間 令和3年2月17日から令和6年3月31日まで												
3 使用するワクチン (1) 初回接種 初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(既に第一期追加接種、第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。	3 使用するワクチン (1) 初回接種 初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(既に第一期追加接種、第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新型コロナウイルス修飾ウリジンRNA ワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。)</td> <td>1回目 の接種 時にお いて5 歳以上 12歳 未満の 者</td> </tr> <tr> <th colspan="2">(略)</th> </tr> </tbody> </table>	(略)		新型コロナウイルス修飾ウリジンRNA ワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。)	1回目 の接種 時にお いて5 歳以上 12歳 未満の 者	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新型コロナウイルス修飾ウリジンRNA ワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファムトジナメラを含まないものに限る。)</td> <td>1回目 の接種 時にお いて5 歳以上 12歳 未満の 者</td> </tr> <tr> <th colspan="2">(略)</th> </tr> </tbody> </table>	(略)		新型コロナウイルス修飾ウリジンRNA ワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファムトジナメラを含まないものに限る。)	1回目 の接種 時にお いて5 歳以上 12歳 未満の 者	(略)	
(略)													
新型コロナウイルス修飾ウリジンRNA ワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。)	1回目 の接種 時にお いて5 歳以上 12歳 未満の 者												
(略)													
(略)													
新型コロナウイルス修飾ウリジンRNA ワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファムトジナメラを含まないものに限る。)	1回目 の接種 時にお いて5 歳以上 12歳 未満の 者												
(略)													
(2) 第一期追加接種 第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(既に第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。	(2) 第一期追加接種 第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(既に第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。												
(略)	(略)												

<p>コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン(SARS-CoV-2)(令和 4 年 1 月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたもの _____に限る。)</p>	<p>5 歳以上 12 歳未満の者</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------

(3) (略)

(4) 令和 4 年秋開始接種

令和 4 年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記 1 のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

<p>コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン(SARS-CoV-2)(令和 3 年 5 月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメラン又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)</p>	<p>12 歳以上の者</p>
<p>コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン(SARS-CoV-2)(令和 4 年 1 月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもの(1)及び(2)に掲げるものを除く。_____)であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。)</p>	<p>12 歳以上の者</p>
<p>組換えコロナウイルス(SARS-CoV-2)ワクチン(令和 4 年 4 月 19 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)</p>	<p>18 歳以上の者</p>

4 (略)

<p>コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン(SARS-CoV-2)(令和 4 年 1 月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファミトジナメランを含まないものに限る。)</p>	<p>5 歳以上 12 歳未満の者</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------

(3) (略)

(4) 令和 4 年秋開始接種

令和 4 年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記 1 のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

<p>コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン(SARS-CoV-2)(令和 3 年 5 月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメラン又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)</p>	<p>12 歳以上の者</p>
<p>コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン(SARS-CoV-2)(令和 4 年 1 月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。)</p>	<p>5 歳以上 12 歳以上の者</p>
<p>コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン(SARS-CoV-2)(令和 4 年 1 月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもの(最初に当該承認を受けた者を除く。_____)であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。)</p>	<p>12 歳以上の者</p>
<p>組換えコロナウイルス(SARS-CoV-2)ワクチン(令和 4 年 4 月 19 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)</p>	<p>12 歳以上の者</p>

4 (略)